

箕面市立図書館 館内貸出用タブレット端末利用規約

1. 館内貸出用タブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）の利用に当たっては、「箕面市立図書館公衆無線LAN利用要領」のほか、この規約に同意したかたが利用できます。
2. タブレット端末の利用は、小学生以上の方に限ります。
3. タブレット端末を利用されるかた（以下「利用者」といいます。）は、図書館カウンターにて利用申し込みをしてください。箕面市立図書館の貸出券と交換で、タブレット端末を貸し出します。ただし、各館の事情により館長が認める場合を除き、広域及び隣接利用の貸出券は利用できません。
4. 貸出券を忘れた場合は利用できません。
5. 利用時間は、1人1時間以内です。
ただし、他の人の順番待ちがない場合は、1回1時間のみ延長することができます。
6. 順番待ちをされる場合は、予約手続きの上、利用開始時間前にカウンターへお越しください。利用開始時間を過ぎてもカウンターへ来られなかった場合は、利用をキャンセルさせていただきます。
7. 利用終了時間になりましたら、速やかにタブレット端末をカウンターへ返却してください。タブレット端末と交換で貸出券を返却します。
タブレット端末の返却が遅れた場合は、以後の利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。
8. タブレット端末は、原則として館内の定められた場所で利用してください。情報収集のため書架付近での一時的な利用は認めますが、落下等で破損しないよう十分注意してください。
9. タブレット端末は精密情報通信機器ですので、取り扱いには十分注意してください。
10. 故意又は過失によりタブレット端末を故障や破損させた場合は、同等製品を購入していただくなど弁償をしていただきます。

- 1 1. 利用中に不可抗力による故障が発生した場合は、代替機を備えていないため、利用終了とさせていただきます。
- 1 2. すでにタブレット端末にインストールされているソフトウェアを削除、変更したり、新たにソフトウェアをインストールすることは禁止します。
- 1 3. タブレット端末にあらかじめ設定しているネットワークなどの各種設定の変更は禁止します。
- 1 4. インターネット利用による匿名掲示板への誹謗中傷的な書き込みなどの行為は禁止します。
- 1 5. 禁止行為をしたことが判明した場合は、以後の利用をお断りしますのでご注意ください。
- 1 6. 利用中に作成したデータは必ず削除してください。データが残っていた場合に起因するトラブル等については一切責任を負いません。
- 1 7. インターネットに接続する際は、コンピュータウイルスに感染することがないように、十分注意してください。万一、ウイルスに感染したとわかった場合や、タブレット端末の状態が不安定になった場合は、すぐにカウンターまで申し出てください。以後の利用を停止して原因の調査をします。
- 1 8. タブレット端末の利用により第三者に被害を及ぼした場合の賠償等については、すべて利用者の責任のもとで処理していただきます。
- 1 9. 不適切と思われるサイトの閲覧制限をかけていますので、ご了承ください。
- 2 0. 法令に基づき警察等の捜査機関へ利用者等の情報を提供する場合があります。